

一般社団法人デジタル通貨
イノベーション機構
定 款

令和 8 年 6 月 22 日 作 成

令和 8 年 9 月 24 日 改 定

定 款

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本法人は、一般社団法人デジタル通貨イノベーション機構（以下「本法人」という。）と称し、英語では、Digital Currency Innovation Organization と表示する。

（主たる事務所の所在地）

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

（目 的）

第3条 本法人は、デジタル通貨及びそれを活用するデジタル決済インフラに関する市場環境整備、政策提言及び制度設計を行い、デジタル社会の経済成長に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① デジタル通貨及びデジタル決済インフラに関する情報収集、調査、研究、情報交換及び会員への情報提供
- ② デジタル通貨及びそれを活用するデジタル決済インフラの推進に必要な協調領域での活動（部会、ワーキンググループ、政策提言、制度設計等）
- ③ 商流、行政及び金融をつなぐ協調領域の形成並びに運営ガイドライン・ルールの策定
- ④ 前各号に附帯又は関連する事業

（定款施行規則）

第5条 本定款の施行に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める定款施行規則をもって定める。

（公告方法）

第6条 本法人の公告方法は、電子公告の方法により行う。電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載する方法により行う。

（機 関）

第7条 本法人は、本法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第 2 章 社 員

（社 員）

第8条 本法人の目的に賛同し、その運営に参画することを目的に入社した個人又は団体を社員とする。

（入 社）

第9条 本法人の成立後社員となるには、本法人所定の申込書により入社の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

（社員名簿）

第10条 本法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

（経費等の負担）

第11条 社員は、本法人の目的を達成するため、社員総会において別に定める額の経費を支払う義務を負う。

（任意退社）

第12条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出し、少なくとも退社を希望する日の3か月前までに申し出ることにより、退社することができる。ただし、やむを得ない事由があるときは、社員はいつでも退社することができる。

（除 名）

第13条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- ① この定款その他の規則に違反したとき。
- ② 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第14条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 第11条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

- ② 当該社員以外の総社員が同意したとき。
- ③ 死亡又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、本法人の社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次に掲げる事項について決議する。

- ① 定款の変更
- ② 役員（理事及び監事）の選任又は解任
- ③ 役員の報酬等の額
- ④ 貸借対照表及び損益計算書の承認
- ⑤ 社員の除名
- ⑥ 解散及び残余財産の処分
- ⑦ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日の7日前までに、社員に対して書面又は電磁的方法により発するものとする。
- 3 代表理事に事故又は支障があるときは、副代表理事が招集する。

(招集手続の省略)

第19条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第20条 社員総会の議長は、代表理事又は代表理事が指名する理事がこれに当たる。

(議決権)

第21条 社員は、1人につき1個の議決権を有する。

(議決権を行使する社員の基準日)

第22条 社員総会において議決権を行使することができる社員は、当該社員総会の招集を決議した理事会の日の時点で社員名簿に記載された者とする。

(決 議)

第23条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 次の各号に掲げる事項については、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議する。

- ① 監事の解任
- ② 定款の変更
- ③ その他法令により特別決議を要する事項

(決議の省略)

第24条 社員総会の決議の目的である事項について理事又は社員から提案があつた場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第25条 社員は、本法人の他の社員1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、社員又は代理人は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した役員が署名又は記名押印する。

- 2 前項の議事録は、電磁的記録により作成し、電磁的署名その他の方法により署名又は記名押印に代えることができる。
- 3 議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事の員数)

第27条 本法人の理事の員数は、3名以上とする。

（監事の員数）

第28条 本法人の監事の員数は、1名以上とする。

（理事及び監事の選任の方法）

第29条 本法人の理事及び監事の選任は、社員総会において、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数の決議をもって行う。

- 2 本法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 3 本法人の監事には、本法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（代表理事、副代表理事及び専務理事）

第30条 本法人に代表理事1名、副代表理事を1名以上及び専務理事若干名を置き、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、本法人を代表し、業務を統括する。
- 3 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、代表理事及び副代表理事の指揮監督の下に、日常の業務を執行する。
- 4 前項の専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（理事及び監事の任期）

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（監事の職務及び権限）

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員解任)

第33条 理事及び監事は、社員総会の決議によっていつでも解任することができる。

- 2 前項の決議により役員が正当な理由なく解任された場合には、当該役員は本法人に対し損害賠償を請求することができる。

(役員報酬等)

第34条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議により定める。

- 2 報酬等の具体的な額、支給方法その他必要な事項は、社員総会の決議に基づき別に定める規程による。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第35条 本法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）又は監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(法人に対する責任の限定)

第36条 本法人は、法人法第115条の規定により、理事（業務執行理事又は本法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 理 事 会

(構成)

第37条 本法人に理事会を置く。理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条 理事会は、次に掲げる事項について決議する。

- ① 業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事及びその他の役職者の選定及び解職
- ④ その他本法人の業務執行に関する重要事項

(開催)

第39条 理事会は、必要に応じて随時開催するものとし、毎事業年度において少なくとも四半期ごとに開催する。

(招 集)

第40条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第41条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第42条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故又はは支障があるときは、副代表理事がこれに代わるものとする。

(決 議)

第43条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第45条 代表理事及び副代表理事並びに専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事が署名又は記名押印する。

2 前項の議事録は、電磁的記録により作成し、電磁的署名その他の方法により署名又は記名押印に代えることができる。

3 議事録は、法令に定める期間、主たる事務所に備え置くものとする。

(規 則)

第47条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事

会が定める規則によるものとする。

第6章 幹事会及び委員会

（幹事会及び委員会）

第48条 本法人は、理事会の決議により、幹事会その他必要な委員会を置くことができる。

- 2 幹事会及び委員会の構成、権限、運営その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第7章 会 員

（社員と会員の関係）

第49条 本法人は、社員とは別に会員制度を設ける。

- 2 会員は、本法人の事業に参加し、情報提供その他のサービスを受けることができるが、社員としての地位及び社員総会における議決権は有しない。
- 3 会員制度の詳細は、別に定める会員規約による。

（会員の入会）

第50条 会員の入会は、会員規約に定めるところにより、代表理事の承認をもって行う。
なお、代表理事は、入会者の一覧を次回理事会に報告するものとする。

- 2 会員の資格、入会手続、会費その他の条件は、別に定める会員規約による。

第8章 基 金

（基金の拠出）

第51条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、本法人が解散する時まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 計 算

（事業年度）

第52条 本法人の事業年度は、毎年[4]月[1]日に始まり翌年[3]月[31]日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事会の決議により定める。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第54条 代表理事は、毎事業年度終了後、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ、同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合には、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第55条 本法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告を含む。)を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第56条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 定款の変更、解散及び清算

(定款変更)

第57条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第58条 総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第59条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事 務 局

(事務局)

第60条 本法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局の組織、職務及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第61条 本法人の最初の事業年度は、本法人の成立の日から令和9年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第62条 本法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 勝 栄二郎、 山岡 浩巳、 葉山 揚介、 岩城 卯吉

設立時監事 佐野 史明

設立時代表理事 勝 栄二郎

設立時副代表理事(代表理事) 山岡 浩巳

設立時専務理事(業務執行理事) 葉山 揚介

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第63条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム

設立時社員 株式会社 ディーカレット DCP

住 所 東京都渋谷区道玄坂 1-2-3 渋谷フクラス

設立時社員 GMO あおぞらネット銀行株式会社

(設立時の主たる事務所)

第64条 本法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

東京都千代田区富士見 2-10-2 飯田橋グラン・ブルーム

(定款に定めのない事項)

第65条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人デジタル通貨イノベーション機構設立のため、設立時社員株式会社 ディーカレット DCP ほか1名の定款作成代理人司法書士 小林勇士は、電磁的記録であるこの定款を作成し、これに電子署名をする。

令和 8 年 6 月 22 日

設立時社員 株式会社ディーカレット DCP

設立時社員 GMO あおぞらネット銀行株式会社

上記設立時社員 2 名の定款作成代理人

東京都港区北青山三丁目 6 番 7 号 青山パラシオタワー6 階

司法書士 小林勇士